

○国立大学法人筑波技術大学監事監査規則

〔平成17年10月3日〕
規則第12号

最終改正 令和4年3月16日規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）

第11条第6項から第11項まで及び第11条の2並びに国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則（平成17年規則第1号）第4条第6項及び第7項の規定に基づき、監事が行う監査及び意見の提出に関し、必要な事項を定めるものとする。

(監査の目的)

第2条 監査は、国立大学法人筑波技術大学（以下「法人」という。）の業務の適正かつ効率的な運用を確保することを目的とする。

(監査の対象)

第3条 監査は、法人の業務及び会計について行うものとする。

(監査の区分)

第4条 監査の区分は、定期監査及び臨時監査とする。

2 前項の定期監査は、第6条に規定する監査計画に基づき行う。

3 第1項の臨時監査は、監事が必要と認める場合に行う。

(監査の方法)

第5条 監査の方法は、書面監査と実地監査によるものとする。

(監査計画)

第6条 監事は、毎事業年度の監査計画を作成し、あらかじめ学長に提出しなければならない。

(監査の事務補助)

第7条 監事は、学長の承認を得て職員に監査に関する事務を補助させることができる。

2 前項の監査に関する事務を補助する職員は、監査の実施にあたり、当該事務について知り得た事項を他に漏らしてはならない。

(調査権限)

第8条 監事は、いつでも、監事以外の役員及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

2 監事は、法人が法人法又は法人法第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）の規定による認可、承認、認定及び届出に係る書類並びに報告書その他の文部科学省令で定める書類を文部科学大臣に提出しようとするときは、これらの書類を調査しなければならない。

3 監事以外の役員は、監事が行う監査に協力しなければならない。

(監査終了後の措置)

第9条 監事は、監査終了後速やかに監査結果に基づく報告書を作成し、遅滞なく学長に提出するとともに、定期的に役員会に報告するものとする。

2 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、学長又は文部科学大臣に対し意見を提出することができる。ただし、文部科学大臣に意見を提出するときは、あらかじめ学長にその旨を通知するものとする。

3 学長は、前項の規定に基づき意見の提出を受けた場合は、当該意見に対する回答又は意見に対して講じた改善措置の状況等の報告を監事にしなければならない。

4 監事は、第1項に定めるもののほか、国立大学法人法施行規則（平成15年文部科学省令第57号）第1条の2第5項に定める事項を記載した監査報告を作成しなければならない。

(会計監査人との関係)

第10条 監事は、会計監査人と密接な連携を保ち、効率的かつ効果的な監査を実施するものとする。

2 監事は、会計監査人から不正又は法令等に違反する重大な事実がある旨の報告を受けたときは、必要な調査を行い、学長への助言又は勧告等の必要な措置を講ずるものとする。

(監査室等との関係)

第11条 監事は、監査室及び公的研究費不正使用防止計画推進委員会等と密接な連携を保ち、効率的かつ効果的な監査を実施するものとする。

(事故又は異例な事態の報告)

第12条 監事以外の役員又は職員は、業務上の事故又は異例の事態が発生した場合には、速やかにその旨を口頭又は文書で監事に報告しなければならない。

2 監事以外の役員は、法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。

3 監事は、監事以外の役員が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法人法若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を学長（当該役員が学長である場合にあっては、学長及び学長選考・監察会議）に報告するとともに、文部科学大臣に報告しなければならない。

(重要な会議への出席)

第13条 監事は、役員会、学長選考・監察会議、経営協議会、教育研究評議会その他本学の業務運営に関する重要な会議に出席し、意見を述べることができる。

(改廃)

第14条 この規則の改廃については、あらかじめ監事の意見を聴かななければならない。

(事務の処理)

第 15 条 監査に関する事務は、監査室において処理する。

(細則)

第 16 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関して必要な事項は、学長と協議の上、監事が別に定める。

附 則

この規則は、平成 17 年 10 月 3 日から施行し、同年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。